

第24回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成25年6月24日(月) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 12名

1 番 白 川 英 之

2 番 永 洞 忠 志

3 番 梅 原 順 一

4 番 小 田 原 憲 一

5 番 熊 谷 唯 志

6 番 小 椋 守

7 番 穴 吹 栄

8 番 百 々 英 夫

10番 白 川 俊 明

11番 片 島 道 夫

12番 押 切 裕 子

13番 鈴 木 誠

4. 出席職員

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 山 正 教

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第 1 号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について

日程第 7 議案第 1 号 土地の現況証明願について

日程第 8 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

日程第 10 議案第 4 号 農地法第 6 条の規定に基づく農業生産法人の定期報告について

日程第 11 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について

日程第 1 2 議案第 6 号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第 1 3 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第24回総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名全員の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本総会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

議長

おはようございます。

第24回農業委員会総会の招集をしましたところ、全員のお集まりをいただき、大変ありがとうございます。

収穫作業が本格的になり、大変忙しい時期の御案内で申し訳なく思っておりますけれども、できるだけスピーディーに終わらせていきたいと思っておりますので、御協力よろしく願いいたします。

先月の30日に、東京都において平成25年度全国農業委員会会長大会があり出席してきました。釧路管内は7市町村の会長全員が出席し、大変実のある会議だったと思います。

大会の様子は、31日付の全国農業新聞で詳しく紹介されておりますので割愛させていただきますけれども、ほぼ全会一致の形で決議案が議決をされました。特に、特別決議として、次年度に向けた農業委員会の取組の中で、全国的に女性農業委員の登用を図っていくということで、できるだけ複数の女性農業委員を参画させていこうという決議をされております。私どもも建議の中で触れておりますが、やはり全国的にそういう流れになっていくのかなという感じをしたところでもあります。

さて、会長大会とあわせて北海道選出の国会議員に対する要請活動を行いました。要請内容については、先般お配りした内容のとおりですけれども、北海道全体の要請ですから、全て酪農に特化したものではないのですが、例年同様、野党、与党の議員に分かれて要請活動をしてきたところでございます。

ただ、今回は自民党と公明党が与党ということで、多数の国会議員並びに秘書の方が出席をしておりましたが、一方の野党は、本人出席が2名、秘書の方も3名しか出席がなかったということで、随分様変わりをしたといえますか、偏った形だなと思ったところでございます。

そんな中で、我々の要望に対して、僅かな時間ですけれども、それぞれの議員からお答えをいただきました。特に、TPPの問題につきましても、引き続き反対の姿勢を貫き、一方では、きちんとした農業施策を勝ち取ることも必要だという意見も出されておまして、我々も中央に向かっての要望を常に粘り強く展開していく必要性を改めて感じたところでございます。

その後、午後4時頃から釧路選出の伊東財務大臣政務官にお会いしました。こちらは根室と釧路と合同でしたので、時間の都合もあり40～50分程度の懇談でした。懸案事項の具体的な中身について色々と話をし、私もお話をさせていただきましたが、根室も釧路も一致して言えることは、農地の所有権の移転

問題を何とかしてほしいというのが、一番大きな課題でした。その辺について色々と具体例を出しながら話をしてきたのですけれども、国としてどのような形でやったらいいかという具体案を示してほしいというようなことで、逆に政務官の方から課題も出されました。

その後、他の会長さんとの話の中で、釧路農委連としての方向性を具体的に示していく必要があるのではないかなという話がありまして、今後皆様方の意見も聞きながら、中央に向けて具体的な要望をしていかなければならないと思っています。

そういうことで、今後ともT P P問題始め、様々な問題について、根気よく我々の思いを中央に届けることが大事なのかなと思いますので、その辺のお願いを申し上げ、今後の委員会活動を進めてまいりたいと思います。

以上、開会の挨拶にかえさせていただきますが、本日の会議においても、御理解、御協力をお願いいたします。

それでは、日程第3 議事録署名委員の指名を議題といたします。
本日の議事録署名委員は、議長において12番押切委員、1番白川英之委員を指名いたします。

次に、日程第4 会期の決定を議題といたします。
本総会の会期は、本日1日としたいと思いますけれども、これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日といたします。

次に、日程第5 会務の報告を議題といたします。事務局長より報告いたします。

事 務 局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より会務報告の説明が終わりました。
本日の議案関係以外で、質疑があれば、これを受けます。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑がないようなので、これで会務報告を終わります。

		日程第6 報告第1号農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。
事務局	長	報告第1号農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農業経営基盤強化促進法第13条第1項では、農業委員会は認定農業者から農用地について、利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとしてされています。 本案につきましては、先月の総会において、売買によるあつせんの申出のありました茶内西7線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、〇万〇、〇〇〇㎡に係る所有権移転に伴う農用地利用関係調整報告であります。権利の設定を受ける者を〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇に決定し、先月27日に、本件の調整委員である、白川英之委員、穴吹委員、小椋委員により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、最終的には双方の了承を得ることができました。 ここに、調整委員の報告に基づき、御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。
議	長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 質疑に入る前に、調整に当たりました3名の委員より、補足説明があれば、これを受けます。
各	調整委員	（特になしの声）
議	長	それでは、報告第1号の質疑を行います。
各	委員	（質疑なしの声）
議	長	質疑なしと認めます。 それでは、討論を省略し、採決いたします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
各	委員	（異議なしの声）

議 長

異議なしと認めます。

よって、報告第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事 務 局 長

議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、北海道農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず農業委員会の審議に付した後に発行することとされています。

本案につきましては5件の願い出であります。浜農委25-10号の願い出人は、茶内西10線〇〇〇番地、〇〇 〇氏、願い出地は茶内西10線〇〇〇番の内ほか〇筆、合計〇万〇〇〇㎡で、現在は施設用地や作業用地として使用されており、この土地を農業用施設用地にしようとするものであります。

次に、浜農委25-11号願い出人は、西円朱別西16線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は西円朱別西16線〇〇〇番〇、〇筆、〇万〇、〇〇〇㎡で、願い出の内容は、前号と同様であります。

次に、浜農委25-12号の願い出人は、根室市月岡町2丁目〇〇番地、〇〇〇〇〇氏の成年後見人である、石狩郡当別町東町〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇氏、願い出地は茶内西4線〇〇番ほか〇筆、合計〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡で、土地の地目変更登記に伴う現況地目の確認を行おうとするものです。

次に、浜農委25-13号の願い出人は、茶内東1線〇番地、〇〇〇〇〇氏、願い出地は茶内東1線〇番〇ほか〇筆、合計〇万〇、〇〇〇㎡で、現在は施設用地や作業用地として使用されており、この土地を農業用施設用地にしようとするものであります。

次に、浜農委25-14号の願い出人は、茶内基線〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、願い出地は茶内基線〇〇番、〇、〇〇〇㎡で、願い出の内容は、前号と同様であります。

また、現地調査につきましては、いずれも6月18日に実施し、確認をしております。

以上、本案に関する提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

議案第1号について、提案理由の説明が終わりました。

調査に当たった委員の方々より、補足説明があれば、これを受けます。

各 調 査 委 員 (特になしの声)

議 長 特にないようなので、これから、申請番号順に質疑を行います。
浜農委 2 5 - 1 0 号について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委 2 5 - 1 1 号の質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委 2 5 - 1 2 号の質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委 2 5 - 1 3 号の質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委 2 5 - 1 4 号の質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、申請番号順に採決いたします。
浜農委 2 5 - 1 0 号について、本案は、原案のとおり決定することに御異議あり
ませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、浜農委 2 5 - 1 0 号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委 2 5 - 1 1 号を採決いたします。

		本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、浜農委２５－１１号は、原案のとおり可決されました。 次に、浜農委２５－１２号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、浜農委２５－１２号は、原案のとおり可決されました。 次に、浜農委２５－１３号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、浜農委２５－１３号は、原案のとおり可決されました。 次に、浜農委２５－１４号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、浜農委２５－１４号は、原案のとおり可決されました。
事 務 局 長		日程第８ 議案第２号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。提案理由の説明を事務局より申し上げます。 議案第２号農地法第３条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第３条第１項では、農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借による権利、若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないとされております。 本案は賃貸借契約２件の届け出で、整理番号１は、厚岸郡厚岸町トライベツ〇

		〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、西円朱別西18線〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇へ農用地を賃貸借しようとするものがあります。 整理番号2は、浜中東2線〇〇番地、〇〇 〇氏所有地〇筆、〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、浜中桜北〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇へ農用地を賃貸借しようとするものであります。 なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。 以上、本案に関する提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
農 地 係 長		(詳細説明あるも省略)
議 長		議案第2号について、提案理由の説明が終わりました。 これから、担当地区の委員より補足説明を受けます。 整理番号1について、6番小椋委員お願いします。
小 椋 委 員		(補足説明あるも省略)
議 長		次に、整理番号2について、2番永洞委員お願いします。
永 洞 委 員		(補足説明あるも省略)
議 長		それぞれ担当委員からの補足説明が終わりました。 これから、整理番号順に質疑を行います。 整理番号1について、質疑ありませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)
議 長		質疑がないようなので、次に、整理番号2の質疑を行います。 1番白川英之委員。
白 川 委 員		今回出てきている〇〇さんから〇〇〇〇〇〇〇への賃貸借ですが、貸付面積〇〇. 〇ha 以外の部分の利用方法はどのようになるのか、わかっていれば教えていただきたいと思います。
農 地 係 長		残りの面積につきましては、本人が刈り取るということで聞いております。

議	長	他に質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号順に採決を行います。 それでは、整理番号 1 を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 1 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 2 を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 2 は、原案のとおり可決されました。
日程第 9 議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とします。提案理由の説明を事務局より申し上げます。		
事 務 局 長		議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第 4 条第 1 項では、農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならないとする農地転用の制限が規定されております。 また、農地転用するための許可手続きとして、農地法第 7 条では農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。また、農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事へ送付しなければならないと規定されております。 本案は 1 件の届け出であります。茶内西 1 2 線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏所有地に係るもので、現有施設の老朽化と多頭化に伴い、育成・乾乳舎を新築するもので、施設全体の効率的利用を考慮し、関係農地〇筆、〇、〇〇〇㎡を農業用施設用地として永久転用しようとするものです。

	現地調査につきましては、白川委員、穴吹委員、小椋委員にお願いし5月9日に実施しております。 また、本案が北海道知事の許可事案となっておりますことから、別記第4号様式で定める意見書を付して送付しようとするものであります。 以上、本案に関する提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
農 地 係 長	(詳細説明あるも省略)
議 長	事務局から提案理由の説明が終わりました。 調査を担当した委員の方々から、補足説明があれば、これを受けます。
各 調 査 委 員	(特になしの声)
議 長	特にないようなので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑がないようなので、これから討論を省略し、採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決することとし、本委員会からの意見書を付して知事に送付いたします。
	日程第10 議案第4号農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告についてを議題とします。事務局より提案の理由を申し上げます。
事 務 局 長	議案第4号農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第6条第1項では、農業生産法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又は法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地をその法人の耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならないとされております。 農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農業生

議 長

梅原委員

農地係長

議長

各 委 員

議長

自 川 委 員

農地係長

事業年度の完了月日が本年〇月〇〇日であり、この段階での事業の種類は、牧草販売ということになっております。現在は姉別の方で営農されておりますが、それは来年度の報告に入っております。

(質疑なしの声)

次に、整理番号2の質疑を行います。

構成員数の欄の議決権の数ですが、総数が〇名で、農地提供者と農業常時従事者が〇名となっていますが、この違いはどういうことなのでしょう。

こちらの法人は、〇〇と〇〇〇人が構成員となっておりますが、農業に従事し

		ている〇〇が〇人と、株券を所有し農業に従事していない〇〇が〇人いるということで、このような報告になっております。
議	長	他に質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号順に採決いたします。 それでは、整理番号１の採決を行います。 本年は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号１は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号２の採決を行います。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号２は、原案のとおり可決されました。
		日程第１１ 議案第５号農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題といたします。提案の理由を事務局より申し上げます。
事 務 局 長		議案第５号農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農業経営基盤強化促進法第１３条第１項では、農業委員会は、農用地の所有者から利用権の設定等について、あつせんを受けたい旨の申出があった場合には、認定農業者等に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとするとしております。 本案は２件の申出であります。整理番号１は根室市月岡町２丁目〇〇番地、〇〇〇〇〇氏所有地〇筆、〇〇万〇、〇〇〇㎡について、売買による利用権設定等の申出があったものであります。 整理番号２は東京都八王子市北の町〇〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇氏所有地〇筆、〇万〇、〇〇〇㎡について、売買による利用権設定等の申出があったものであり

		ます。 つきましては、以上の調整に係る調整委員の指名について御提案申し上げますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
議	長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 調整委員の指名ですが、恒例により議長からの指名ということでよろしいでしょうか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 それでは、指名いたします。 整理番号1については、1番白川英之委員、7番穴吹委員、11番片島委員にお願いをしたいと思います。御承認いただけますでしょうか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議がないようなので、以上の委員に決定いたしました。 次に、整理番号2については、2番永洞委員、3番梅原委員、8番百々委員にお願いしたいと思います。御承認いただけますでしょうか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議がないようなので、以上の委員に決定いたしました。 次に、日程第12 議案第6号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案理由の説明を事務局より申し上げます。
事 務 局 長		議案第6号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農業経営基盤強化促進法第13条第4項では、農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとしております。 本案は1件の作成要請であります。整理番号1は、茶内基線〇〇番地、〇〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、〇〇万〇、〇〇〇㎡で、土地の対価は〇〇〇万〇、〇〇〇円ですが、この土地を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が買入れしようとするもので、この度関係者の同意により新たな権利を設定し、

		農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものであります。
		なお、本案につきましては、議案関係資料に添付の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号から第４号のそれぞれの要件を満たしていると判断しております。
		以下、関係書類につきましては、農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
農 地 係 長		(詳細説明あるも省略)
議 長		議案第６号について、提案理由の説明が終わりました。 これから、質疑を行います。
各 委 員		(質疑なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 ここで、〇〇〇〇〇は会議規則第１０条の規定により時宜参与の制限に該当しますので、退席願います。
		(〇〇委員、〇〇〇〇委員退席、退室)
		本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員		(異議なしの声)
		異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。
		(〇〇委員、〇〇〇〇委員入室、着席)
		日程第１３ 次会総会日程を議題とします。事務局より提案いたします。
事 務 局 長		次回総会については、７月３１日、水曜日を提案いたします。
議 長		事務局から提案がありましたが、７月３１日、午前１０時からの日程でいかがでしょうか。
各 委 員		(異議なしの声)

議

長

異議がないようなので、7月31日、水曜日ということで決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第24回浜中町農業委員会総会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午前 11 時 20 分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 鈴木 誠

浜中町農業委員会 12 番 押切 裕子

浜中町農業委員会 1 番 白川 英之

農地法第3条調査書

調査日：平成25年6月19日

第24回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号1 （賃貸借）

譲受人	〇〇〇〇〇〇	譲渡人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	小 椋 委 員				
		判 断 の 理 由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約〇〇〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局2名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 2 5 年 6 月 1 9 日

第 2 4 回浜中町農業委員会総会
議案第 2 号 整理番号 2 （賃貸借）

譲受人	〇〇〇〇〇〇〇〇	譲渡人	〇〇 〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	永 洞 委 員				
	判 断 の 理 由				該当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 2 名が現地状況等を確認した。				しない

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 24 回浜中町農業委員会総会

議案第 6 号 整理番号 1 (所有権移転)

譲受人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	譲渡人	○○○ ○○	作成者	農地係長 中山正教
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由			適合
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			—
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)			—
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)		② 5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。			—